

I. 事実の概要

Xは、鉄筋コンクリート造り12階立マンション内に設置されたエレベーター内のかごに燃え移るかもしれないと認識していながら、ライターで新聞紙等に点火して、これを上記エレベーターのかごの床におかれたガソリンのしみ込んだ新聞紙等に投げつけて火を放ち、上記エレベーターの南側側壁化粧銅板の化粧シート0.3㎡を焼失させた。なお、同エレベーターの側壁は厚さ1.11mmの銅板の内側部分に化粧シートを合成樹脂粘着剤で張り付けて出来ているものであり、本件燃焼によって化粧シートが溶解、気化したことによって煙は発生したが、エレベーターのかご・化粧銅板自体は燃焼していなかった。

参考判例：最高裁判所第二小法廷平成元年7月7日決定

II. 問題の所在

1. 本件マンションのような難燃性の建造物の場合、外観上一個であることが明らかであるとしてもその一体性を否定し、エレベーターなどの共用部分燃焼の場合には非現住建造物等放火罪が成立しうるにとどまるのではないか。建造物内部の非現住部分の部分的独立性が問題となる。
2. Xがエレベーターの化粧シートを燃焼させた行為につき、現住建造物放火罪ないし非現住建造物等放火罪の既遂が成立するか。108条・109条の「焼損」の意義及び難燃性の建造物に対する放火の既遂に関して問題となる。

III. 学説の状況

1. 建物内部の非現住部分である共用部分における部分的独立性の判断基準について

甲説

延焼のおそれが懸念されない時でも、非現住部分と現住部分の物理的一体性及び機能的な一体性が考慮できれば独立性を否定して現住建造物との一体性を肯定出来るとする説。

1

乙説

外見上・構造上一体であっても他の居住部分への延焼などによる危険の伝播の可能性が少なければ独立性を肯定して非現住建造物として認めうるとする説。²

¹ 斎藤信治『刑法各論[第2版]』(有斐閣、2003年)226頁。

² 只木誠「判批」法学新報98巻3・4号347頁。(1991年)

2. 「焼損」の意義及び難燃性の建造物に対する放火の既遂時期について。

A 説 独立燃焼説

火が媒介物を離れて目的物が独立に燃焼を継続する状態に達したことで焼損とする説。

³

A-1 説

難燃性の建造物であってもあくまで燃焼の有無で判断すべきであるとする説。⁴

A-2 説

難燃性の建造物の場合、目的物が高温となり多量の有毒ガスが発生した場合には焼損を認めうるとする説。⁵

B 説 効用喪失説

出水罪(119条以下)における「侵害」との対比において、火力によって物の重要な部分が燃焼し、その本来の効用を喪失した時に初めて焼損と言えりとする説。⁶

B-1 説

効用喪失するためには当然燃焼は必要とする説。⁷

B-2 説 新効用喪失説

放火により、建造物本体が独立に燃焼することが無かったとしても媒介物の火力によって建造物が効用を失うに至った場合には既遂を認めるとする説。⁸

C 説 重要部分燃焼説

公共危険罪としての放火罪の罪質に鑑み、物の重要な部分が燃焼し始めた時に焼損を認めて放火罪の既遂を認めるとする説。⁹

D 説 毀棄罪説

火力によって目的物が建造物損壊罪における損壊の程度にまで達すれば足りるとする説。¹⁰

D-1 説

難燃性建造物に火力を加えてその部分の損壊にとどまり、延焼可能性が全くないなど、公共的危険が伺われないときは焼損にあたらないとする説。¹¹

D-2 説

難燃性の場合には火力による目的物の損壊に伴い、有毒ガスの発生など燃焼するのと同

³ 団藤重光『刑法綱要各論[第3版]』(創文社、1990年)192頁。

⁴ 西田典之『刑法各論[第4版]』(弘文堂、2009年)277頁

⁵ 林幹人『刑法各論[第2版]』(東京大学出版会、2007年)334頁。

⁶ 曾根威彦『刑法各論[第4版]』(弘文堂、2008年)212頁。

⁷ 曾根・前掲 212頁。

⁸ 河上和雄「放火罪に関する若干の問題について」捜査研究 26巻3号 36頁。

⁹ 福田平『全訂刑法各論[全訂第3版増補]』(有斐閣、2002年)67頁。

¹⁰ 山中敬一『刑法各論Ⅱ』(成文堂、2004年)482頁。

¹¹ 大塚仁『刑法概説(各論)[第3版増補版]』(有斐閣、2005年)373,374頁参照。

様の公共危険を生じさせる可能性がある時は焼損を認め既遂とする説。¹²

IV. 判例

東京地方裁判所昭和 56 年 6 月 18 日

<事実の概要>

被告人は鉄筋コンクリート作り五階建てマンション内のエレベーター内の養生紙や床に敷いてあったダンボールに点火し、その火を前述媒介物を経てエレベーターの化粧鋼板性側壁およびビニールタイル張りの床面ならびにアクリル製の階床ボタンなどに燃え移らせた事案。

<判旨>

集合住宅においては共用部分も含めて建物全体が一つの建造物であるとした上で、エレベーターは容易に取り外すことができない構造で居住者などが常時使用していたものであるから独立の建造物に当たらず、マンションの一部をなすとした上で本件放火行為に現住建造物等放火罪の成立を認めた。

V. 学説の検討

1. 建物内部の部分的独立性の判断基準について。

(1) まず、乙説について検討する。

この点乙説は現住建造物等放火罪への加重処罰根拠が人の生命・身体に対する危険が特に大きいと言うところにある点から、内部の部分的独立性を否定して現住建造物等放火罪を肯定するには延焼の具体的危険、或いは少なくともそれに近い高度の危険性が必要であるとしている。¹³

しかし、現住建造物等放火罪は抽象的危険犯であり、人の生命・身体に対する具体的な危険の存在を要件としているわけではない。本罪が人の住居として使用されている建造物に放火した場合、建造物自体に人が現在しなくても現在する場合と同様に重く処罰することとしている以上、物理的・機能的一体性から住居性が肯定されれば建造物内に延焼可能性がない箇所であっても、現住建造物等放火罪の客体として欠くところは無いと見るべき¹⁴である。

よって検察側は乙説を採用しない。

(2) そもそも延焼が懸念されなくとも、一つの建造物として存在しているという物理的一体性のみならず、人が住居の一部として日常使用しているような機能的一体性があるような場所において放火がなされたならば、人の生命・身体について抽象的な危険が認められうる以上、現住建造物等放火罪を認めても何ら差し支えは無いと解する。

従って、検察側は甲説を採用する。

¹² 大谷實『刑法各論講義[新版第 3 版]』（成文堂、2009 年）367 頁。

¹³ 吉田敏雄「判批」刑法判例百選Ⅱ[第 6 版]169 頁。(2008 年)

¹⁴ 高部道彦「判批」研修 503 号 71 頁。(1990 年)

2. 「焼損」の意義及び難燃性の建造物に対する放火の既遂時期について。

(1) まず B 説について検討する。

このうち B-1 説は物の重要な部分が焼失して物本来の効用を喪失した時点を以て既遂とするが、余りにも財産犯的性格を重視し過ぎ、本来の公共危険犯的性格を失うこととなってしまう。また、難燃性の建造物が完全に効用を喪失するに至るまで燃焼が続くことは想定しにくい。また、既遂判断に出水罪を参考に行っているが、そもそも水と火では危険が他に拡大する可能性の点で質的な差異が存在することを見逃すことはできない。

以上の批判は B-2 説にも同様に該当する。

したがって、検察側は B 説を採用しない。

(2) 次に、C 説について検討する。

重要部分燃焼説は文字通り重要部分が燃焼した時点で既遂を取るが、そもそも重要部分の燃焼開始とは結局何を指すのかが不明であり、基準として曖昧であると言う致命的な難点が存在する。

よって検察側は C 説も採用しない。

(3) 続いて、D 説について検討する。

この点 D 説は建造物毀棄罪の既遂と同程度の損壊が認められた段階で既遂を認めるとするが、これは効用喪失説と同じように放火罪の公共危険罪としての性格を軽視し財産罪に引きつけて考え過ぎるものという。また、建造物毀棄罪の既遂が認められるには建造物の全部ないし一部の使用価値を滅却ないし減損させれば済むところ、建造物が独立して燃焼する状態になれば建造物の使用価値は減損したというから、独立燃焼説と有意差が生じるかどうか疑問である。

以上より、検察側は D 説を採用しない。

(4) そもそも独立燃焼説が他説から批判されるのは既遂時期が早過ぎ中止犯を認める余地がないためであるが、むしろ木造建築物の場合他の説では既遂時期が遅すぎると言うべきである。そして本罪の公共危険犯としての性質を鑑みれば火が独立して燃焼した時点で、抽象的危険の内容である他人の生命、身体、財産に脅威を与えたというから既遂を認めるのが相当であると解する。

そして難燃性の目的物が客体の場合は、必ずしも独立に燃焼せずとも、高温化して有毒ガスを放出するなど人の生命・身体に危険を及ぼしうる状態に達した場合も放火罪の公共危険犯という性格から「焼損」といえ、既遂と認めるものと解する。

従って、検察側は A-2 説を採用する。

VI. 本問の検討

1. まず、X は「正当な理由なく、本件マンションという「人の住居」に侵入しているから、X の行為には住居侵入罪(130 条前段)が成立する。

2. では、X がマンション内のエレベーター側壁の化粧シートを焼失させた行為につき現住建造物等放火罪(108 条)が成立するか。

(1) まず、X はライターで新聞紙等に点火して、これを上記エレベーターのかごの床上に置かれたガソリンの染み込んだ新聞紙等に投げつけて火を放っているから「放火し」と言える。

(2) では、X が放火したエレベーターは「建造物」にあたるか。

この点、「建造物」とは屋蓋を有し障壁または柱材により支えられている状態のもので、土地に定着し、人がその内部に出入りできるものをさす。

そうであるならエレベーターは土地に定着していない以上「建造物」には当たらない。

もっとも、本件エレベーターが、現に人の起居寝食の場所として日常使用されているマンションと外見上、構造上一体と云うるならば、エレベーターはマンションの一部として「建造物」と云うる。

(3) そうだとしても、本件エレベーターはマンションとの構造上の一体性が認められるか。

この点、家屋の従物が建造物たる家屋の一部を構成するものと認めるには、家屋の一部に立て付けられているだけでは足りず、これを毀損しなければ取り外すことができない状態にあることを必要とする。

そうであるなら、エレベーターのかごは毀損しないで取り外すことができる以上、マンションとの構造上の一体性が認められないとも思える。

しかし、エレベーターの取り外しは、かごを解体してエレベーター扉から搬出するなど、複数の作業員でもって長時間の作業量を要するものである。そして、取り外しには相当程度の労力をもってしなければならぬという物理的困難性が認められるから、毀損しなければ取り外すことが出来ない状態と同視しうる。

よって、本件エレベーターはマンションと構造上の一体性が認められるから、「建造物」にあたる。

(4) もっとも、本件マンションのような難燃性の建造物の場合、外観上一個であることが明らかであるとしてもその一体性が否定され、「現に人が住居に使用し」ているとはいえなくなるのではないか。建造物内部の部分的独立性が問題となる。

この点検察側は甲説を採用するところ、マンション内のエレベーターの物理的一体性は上述の通り認められる。またエレベーターは各居住者や訪問者などが日常的に出入りに利用するなど、居住者にとって一種玄関の延長ととらえることができるので、住民が現住し放火によって害を被る危険性は居住部分と変わらないから、住居部分との機能的一体性を認めることができる。

よって本件エレベーターは「現に人が住居に使用し」ている建造物と云うる。

(5) では、本件放火行為によって目的物が「焼損」したと言えるか。

検察側はこの点 A-2 説を採用するところ、本件では X の放火によりエレベーターの南側側壁化粧銅板表面の化粧シート 0.3 m²を燃焼させている。仮に媒介物たるガソリンをし

み込ませた新聞紙等から離れて目的物たる化粧シートを独立燃焼することがなかったとしても、本件燃焼の結果、化粧シートが溶解、気化したことにより煙が発生している。この点塩化ビニールなどを主な材料とする化粧シートや、接着剤として使われている合成樹脂が燃焼すれば、ダイオキシンなどに代表されるような有毒ガスを発生させる以上、本件では目的物たる化粧シートが高温となり、煙の発生という形で多量の有毒ガスが発生したと言いうるから、「焼損」したものといいうる。よって、本件放火行為によって目的物は焼損したと言える。

(6) そして、X は放火行為をかごに燃え移るかもしれないと認識しつつやったのであるから、故意は認められる。

(7) よって、現住建造物等放火罪(108 条)が成立する。

VII. 結論

以上より、X は住居侵入罪(130 条前段)及び現住建造物等放火罪(108 条)の罪責を負い、前者と後者は手段と目的の関係に立つから牽連犯(54 条 1 項後段)として処理される。

以上